

平成25年度随意契約情報（地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所）

地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所が発注した随意契約案件は以下のとおりです。
公表対象:① 工事又は製造の請負(予定価格250万円超)
② 財産の買入れ(予定価格160万円超)
③ 物件の借入れ(予定価格80万円超)
④ ①～③以外のもの(予定価格100万円超)

番号	所属名		サイト名	契約の相手先	契約案件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
1	経営企画室	総務G	本部	富士通株式会社	平成25年度運営システム運用支援及びヘルプデスクサービス業務	H25.4.1	H26.3.31	9,240,000	大阪府立環境農林水産総合研究所契約事務取扱規程第15条第1項第1号	研究所運営システム(IPK)の改修・支援にかかる業務であるため、本システムの開発業者以外でなければ対応できないため。
2	経営企画室	管理G	本部	西尾レントオール株式会社	冷暖房設備の賃貸借	H25.4.1	H26.3.31	1,150,380	大阪府立環境農林水産総合研究所契約事務取扱規程第15条第1項第1号	リース期間満了に伴う再リース(期間延長)を行うものであるため、現契約者でなければ実施することができないため。
3	経営企画室	推進G	本部	日本電気株式会社	研究所情報システムにおけるCMS改修業務	H26.1.30	H26.3.31	3,799,950	大阪府立環境農林水産総合研究所契約事務取扱規程第15条第1項第1号	研究所情報システムのCMSの改修にかかる業務であるため、本CMSの著作権を有し、研究所情報システムを熟知する当該業者でなければ実施することができないため。
4	経営企画室	管理G	本部	日本電気株式会社	研究所情報システム運用・保守業務	H25.8.1	H26.3.31	6,269,812	大阪府立環境農林水産総合研究所契約事務取扱規程第15条第1項第1号	研究所情報システムの運用、保守にかかる業務であるため、本システムのソフトウェア、構造、稼働状況を熟知し、技術力を有する当該業者でなければ実施することができないため。
5	経営企画室	管理G	本部	株式会社日立ハイテクフィールドینگ関西支店	電子顕微鏡保守点検業務	H25.4.1	H26.3.31	1,189,650	大阪府立環境農林水産総合研究所契約事務取扱規程第15条第1項第1号	電子顕微鏡の保守点検にかかる業務であるため、本装置に熟知する当該業者でなければ実施できないため。
6	経営企画室	総務G	環境科学C	株式会社リクルートスタッフィング	環境科学センターにおける分析業務等に従事する労働者派遣契約	H25.10.30	H26.3.31	1,657,424	大阪府立環境農林水産総合研究所契約事務取扱規程第15条第1項第2号	人事関係の業務であるため、時間的に緊急に実施しなければならない業務であったため。
7	経営企画室	管理G	本部	金陵電気株式会社	ガスクロマトグラフ質量分析装置保守点検業務	H25.4.1	H26.3.31	1,895,000	大阪府立環境農林水産総合研究所契約事務取扱規程第15条第1項第1号	ガスクロマトグラフ質量分析装置の保守点検にかかる業務であるため、本装置に熟知する当該業者でなければ実施することができないため。
8	経営企画室	総務G	水産技術C	大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合	日常清掃業務	H25.4.1	H26.3.31	2,133,760	大阪府立環境農林水産総合研究所契約事務取扱規程第15条第1項第1号	特別の目的(知的障害者の清掃業を活用した就労支援事業に対する協力)を有する業務であるため、委託先(大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合)が特定されるため。

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所契約事務取扱規程

(随意契約)

第15条 会計規程第25条第3項の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。
- 二 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- 三 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 四 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- 五 落札者が契約を締結しないとき。
- 六 国、地方公共団体その他の公益法人、特別の法律により設立された法人と契約するとき。
- 七 外国で契約するとき。
- 八 別に定めるところにより資産の譲与又は無償貸付けをすることができる者にその資産を売り払い又は有償で貸し付けるとき。
- 九 契約に係る予定価格が次に定める額の範囲内であるとき。

ア 工事又は製造の請負
(建物等の修繕を含む。) 250万円

イ 財産の買入れ160万円
ただし、外部資金1, 000万円(当該資金の支出にかかる取決めにおいて随意契約による契約が認められているものに限る。)

ウ 物件の借入れ80万円

エ 財産の売払い50万円

オ 物件の貸付け30万円

カ アからオに掲げるもの以外のもの100万円
- 十 前各号に掲げるもののほか、特別の事由があるとき。